

令和3年第10回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和3年6月1日（火） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- 議案第37号 選挙人名簿から抹消する者に関する専決処分の承認を求めることについて
・ ・ ・ P. 1
- 議案第38号 在外選挙人名簿から抹消する者に関する専決処分の承認を求めることについて
・ ・ ・ P. 2
- 議案第39号 在外選挙人名簿に登録する者に関する専決処分の承認を求めることについて
・ ・ ・ P. 3
- 議案第40号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表に関する専決処分の承認を求めることについて
・ ・ ・ P. 4
- 議案第41号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表に関する専決処分の承認を求めることについて
・ ・ ・ P. 5
- 議案第42号 選挙人名簿から抹消する者について
・ ・ ・ P. 6
- 議案第43号 選挙人名簿に登録する者について
・ ・ ・ P. 8
- 議案第44号 在外選挙人名簿への登録を移転する者について
・ ・ ・ P. 12

2 そ の 他

- 今後の委員会開催予定について
・ ・ ・ P. 14

議案第37号

選挙人名簿から抹消する者に関する専決処分の承認を求めることについて

選挙人名簿から抹消する者について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

(議案の根拠)

・地方自治法施行令第137条の規定による

地方自治法施行令第137条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

議案第38号

在外選挙人名簿から抹消する者に関する専決処分の承認を求めることについて

在外選挙人名簿から抹消する者について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

(議案の根拠)

・地方自治法施行令第137条の規定による

地方自治法施行令第137条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

議案第39号

在外選挙人名簿に登録する者に関する専決処分の承認を求めることについて

在外選挙人名簿に登録する者について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

(議案の根拠)

・地方自治法施行令第137条の規定による

地方自治法施行令第137条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

議案第40号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表に関する専決処分の承認を求めることについて

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

(議案の根拠)

・地方自治法施行令第137条の規定による

地方自治法施行令第137条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は
地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

議案第41号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表に関する専決処分の承認を求めることについて

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

(議案の根拠)

・地方自治法施行令第137条の規定による

地方自治法施行令第137条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は
地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

議案第42号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年6月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 397 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 96 人 |
| | 市外転出者 | 300 人 |
| | 在外移転者 | 1 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和3年6月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和3年5月1日から令和3年5月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和3年1月1日から令和3年1月31日までに、市外へ転出した者

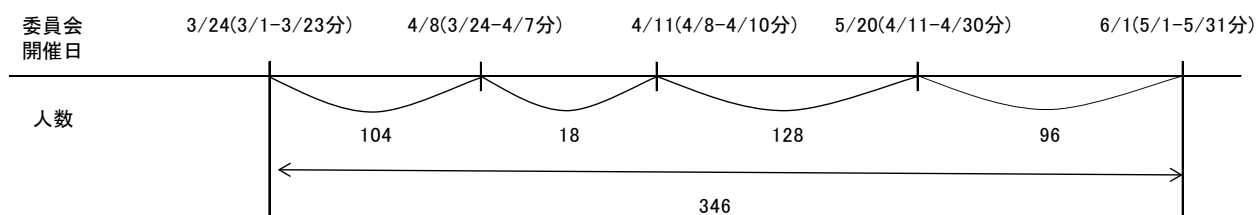
3 抹消の内訳

(単位：人)

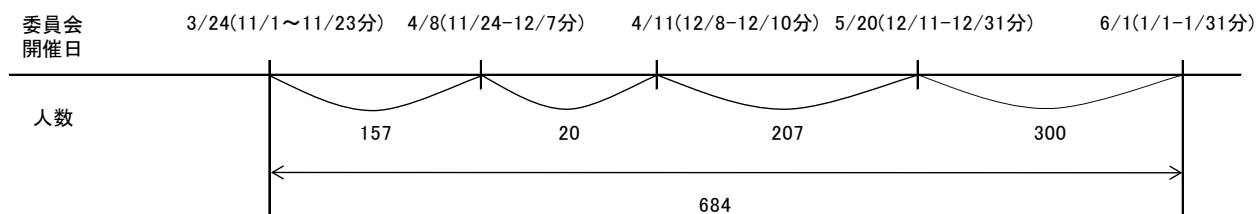
区分	男	女	計
死亡	42	54	96
転出	146	154	300
在外移転	1	0	1
誤載	0	0	0
合計	189	208	397

3/24選挙時登録日以降の抹消者数

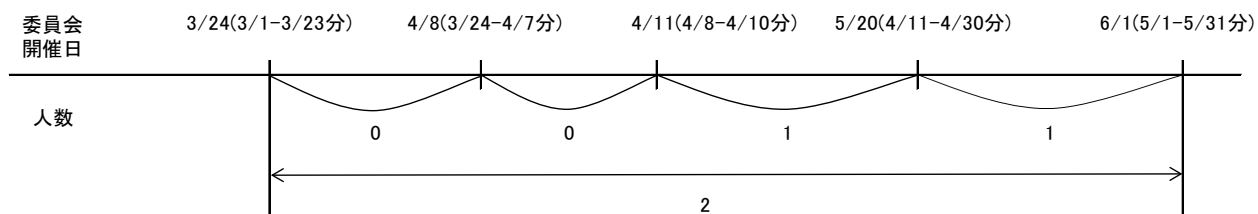
○死亡者数



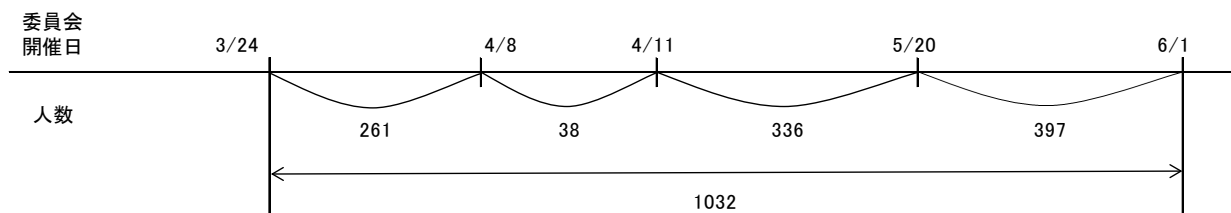
○転出者数



○在外移転者数



○抹消者合計



議案第43号

選挙人名簿に登録する者について

令和3年6月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和3年6月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 登録する者の数 | 1,085 人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和3年6月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第19条第2項及び第22条第1項の規定による。

(永久選挙人名簿)

公職選挙法第19条

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月及び12月（第22条及び第24条第1項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

(登録)

公職選挙法第22条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内（早良区内の住所異動を含む）に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

(参考)

選挙人名簿登録者数調（令和３年６月１日現在）

福岡市早良区

(単位：人)

区分 \ 男女別		男	女	計
令和３年３月24日現在(*) 選挙人名簿登録者数 (a)		82,771	95,875	178,646
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数 (c)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数 (d)		0	0	0
(*)以後の 抹消者数 (e)	(ア) 死亡	▲ 162	▲ 184	▲ 346
	(イ) 転出	▲ 344	▲ 340	▲ 684
	(ウ) 在外移転	▲ 1	▲ 1	▲ 2
	(エ) 誤載	0	0	0
	計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	▲ 507	▲ 525	▲ 1,032
(*)以後の移替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		481	516	997
(*)以後の移替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		▲ 445	▲ 528	▲ 973
今回（令和３年６月１日） 追加登録者数 (h)		528	557	1,085
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f)－(e+g)＋(h)		82,828	95,895	178,723
備 考 ((a)との増減)		57	20	77

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前年同時期の定時登録時（R2. 6. 1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，％)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R3. 6. 1	順位	R2. 6. 1	順位			
1	西新第一	6,233	9	6,228	9	5	23	100.08%
2	西新第二	8,460	2	8,113	2	347	1	104.28%
3	高取第一	7,050	3	6,980	4	70	9	101.00%
4	高取第二	6,949	4	6,986	3	▲ 37	33	99.47%
5	百道浜	6,132	10	6,165	10	▲ 33	32	99.46%
6	百道	6,646	6	6,435	6	211	2	103.28%
7	室見第一	5,413	13	5,296	13	117	5	102.21%
8	室見第二	4,325	21	4,261	21	64	10	101.50%
9	原第一	3,647	27	3,731	27	▲ 84	38	97.75%
10	原第二	5,171	14	5,143	15	28	17	100.54%
11	大原	3,800	26	3,773	26	27	18	100.72%
12	原団地	3,079	33	3,157	30	▲ 78	37	97.53%
13	原北	6,428	8	6,347	8	81	8	101.28%
14	室見団地	2,286	36	2,314	36	▲ 28	30	98.79%
15	小田部	5,120	15	5,181	14	▲ 61	35	98.82%
16	有住	3,980	24	4,006	23	▲ 26	29	99.35%
17	有田第一	4,904	17	4,936	16	▲ 32	31	99.35%
18	有田第二	4,509	20	4,449	20	60	13	101.35%
19	賀茂	5,700	12	5,590	12	110	6	101.97%
20	原西第一	4,989	16	4,849	17	140	3	102.89%
21	原西第二	4,282	22	4,218	22	64	10	101.52%
22	飯原第一	3,145	31	3,055	33	90	7	102.95%
23	飯原第二	2,614	35	2,632	35	▲ 18	27	99.32%
24	飯倉中央	4,715	18	4,594	19	121	4	102.63%
25	飯倉	3,960	25	3,954	25	6	22	100.15%
26	干隈	3,220	29	3,188	29	32	16	101.00%
27	星の原	3,644	28	3,687	28	▲ 43	34	98.83%
28	田隈	6,769	5	6,776	5	▲ 7	25	99.90%
29	田村	8,659	1	8,682	1	▲ 23	28	99.74%
30	野芥第一	4,049	23	3,998	24	51	14	101.28%
31	野芥第二	3,165	30	3,124	32	41	15	101.31%
32	野芥第三	2,796	34	2,772	34	24	19	100.87%
33	四箇田	6,043	11	5,981	11	62	12	101.04%
34	入部	6,440	7	6,426	7	14	20	100.22%
35	早良	3,131	32	3,135	31	▲ 4	24	99.87%
36	脇山	1,932	37	1,995	37	▲ 63	36	96.84%
37	内野	4,676	19	4,664	18	12	21	100.26%
38	石釜	662	38	677	38	▲ 15	26	97.78%
合計		178,723		177,498		1,225		100.69%

※脇山投票区の名簿登録者数は旧板屋投票区の名簿登録者数を含む。

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前回登録時（R3.3.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R3.6.1	順位	R3.3.1	順位			
1	西新第一	6,233	9	6,262	9	▲ 29	35	99.54%
2	西新第二	8,460	2	8,244	2	216	1	102.62%
3	高取第一	7,050	3	7,048	3	2	19	100.03%
4	高取第二	6,949	4	6,986	4	▲ 37	38	99.47%
5	百 道 浜	6,132	10	6,163	10	▲ 31	36	99.50%
6	百 道	6,646	6	6,660	6	▲ 14	31	99.79%
7	室見第一	5,413	13	5,401	13	12	11	100.22%
8	室見第二	4,325	21	4,283	21	42	3	100.98%
9	原 第 一	3,647	27	3,681	27	▲ 34	37	99.08%
10	原 第 二	5,171	14	5,151	14	20	8	100.39%
11	大 原	3,800	26	3,789	26	11	12	100.29%
12	原 団 地	3,079	33	3,107	33	▲ 28	34	99.10%
13	原 北	6,428	8	6,423	7	5	14	100.08%
14	室見団地	2,286	36	2,304	36	▲ 18	32	99.22%
15	小 田 部	5,120	15	5,133	15	▲ 13	29	99.75%
16	有 住	3,980	24	3,957	24	23	7	100.58%
17	有田第一	4,904	17	4,891	17	13	10	100.27%
18	有田第二	4,509	20	4,504	20	5	14	100.11%
19	賀 茂	5,700	12	5,701	12	▲ 1	22	99.98%
20	原西第一	4,989	16	4,952	16	37	5	100.75%
21	原西第二	4,282	22	4,254	22	28	6	100.66%
22	飯原第一	3,145	31	3,155	30	▲ 10	26	99.68%
23	飯原第二	2,614	35	2,624	35	▲ 10	26	99.62%
24	飯倉中央	4,715	18	4,711	18	4	16	100.08%
25	飯 倉	3,960	25	3,919	25	41	4	101.05%
26	干 隈	3,220	29	3,216	29	4	16	100.12%
27	星 の 原	3,644	28	3,635	28	9	13	100.25%
28	田 隈	6,769	5	6,796	5	▲ 27	33	99.60%
29	田 村	8,659	1	8,664	1	▲ 5	25	99.94%
30	野芥第一	4,049	23	4,062	23	▲ 13	29	99.68%
31	野芥第二	3,165	30	3,147	31	18	9	100.57%
32	野芥第三	2,796	34	2,799	34	▲ 3	23	99.89%
33	四 箇 田	6,043	11	6,042	11	1	21	100.02%
34	入 部	6,440	7	6,394	8	46	2	100.72%
35	早 良	3,131	32	3,127	32	4	16	100.13%
36	脇 山	1,932	37	1,944	37	▲ 12	28	99.38%
37	内 野	4,676	19	4,674	19	2	19	100.04%
38	石 釜	662	38	666	38	▲ 4	24	99.40%
合計		178,723		178,469		254		100.14%

議案第44号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和3年6月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和3年6月1日

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第2項 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第30条の4第2項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第30条の13第2項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	(R3.5.20現在) 登録者数	登録	抹消			小計	現在 (R3.6.1)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録	誤載		
男	44	1	0	0	0	1	45
女	73	0	0	0	0	0	73
計	117	1	0	0	0	1	118

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第11回	定例	7月20日（火）	午前10時	早良区役所 中会議室
第12回	定例	8月20日（金）	午前10時	
第13回	定例	9月1日（水）	午前10時	